

本報告の再々々「質問」

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案においては、法における給付が主として公の財源により行われる制度であることから、財政的な制約や社会連帯・公平など社会保障の理念を総合的に勘案して国外居住者を適用対象としていないものである。

- ① 社会連帯・公平の理念は国外居住者にも適用された余地があるところ、社会連帯・公平の理念が、国外居住者に適用しない理由にどうするに依拠しているのか、説明してほしい。
- ② 「社会連帯の理念」がなぜ、国外居住者に適用対象としないことの根拠になるのか、具体的に説明してほしい。
- ③ 「総合的に勘案する」となぜ、国外居住者に適用対象としないことが根拠になるのか、具体的に説明してほしい。

↓
法令解釈の切り離すことについて

厚生省の回答

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案においては、法における給付が主として公の財源により行われる制度であることから、財政的な制約や社会連帯・公平など社会保障の理念を総合的に勘案して国外居住者を適用対象としていないものである。

厚生省の再々回答に対する再々々質問

現行の原爆2法及び原始爆弾被爆者に対する援護に関する法律案は、日本国内に居住関係を有する被爆者に対して適用され、居住関係を有しない被爆者に対しては適用されないこととされているが、このような取扱いの差異が設けられている実質的な理由如何。

(質問の趣旨)

国際人権 A、B 両規約は法の下での平等を規定し、合理的な理由に基づかない差別を禁止しているところから、本法が合理的な理由に基づかない場合には、両規約違反の可能性が出てくるため。